

第21期 第10回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年8月10日（木）午前11時～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志
	〃	田 村 早 苗
	欠席委員	對 馬 廉 介
〃	吉 井 仁 美	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	三八地方水産事務所 水産普及課長	榊 昌 文
	西北地方水産事務所 主 事	福 井 啓 太
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志

4 議事の結果

議案第1号：漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：遊漁規則の認可について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：十和田湖内水面漁場計画について

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

委員の皆様、また県の皆さん、先般、委員の皆さんには、十和田で御苦勞おかけしました。私ごとなのですが、小川原湖で不慮の事故がありまして、26日には皆さんのお許しをいただいて欠席させていただきました。

会議に入る前に非常に残念と思いますけども、親子で小川原湖で亡くなりましたこと、皆さんにも報告させていただきます。

朝方、私共、救急指示しまして、6艘の船で動きまして、24時間体制に入りまして、朝方、丁度、私が向かう途中、携帯が鳴りまして「見つかった」と。こういうふうな状況を皆さんに報告しておきます。残念無念だったんですが、子どもが入って、溺れた状況を親がいて、親も一緒に子どもと亡くなったと。非常に残念ですが、見つかったことが我々としては、ホッとしております。それだけ、皆さんも御心配していただきましたので、この場をお借りして報告しておきます。

それでは、ただ今から、第21期第10回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案4件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超える8名の委員の御出席をいただきしておりますので、漁業法第173条で準用する同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、佐藤委員と五十嵐委員の兩名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業権一斉切替えに伴う免許について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号に関連し、当委員会では、これまで漁場計画の事前協議、漁場計画策定に係る諮問、これを受けての公聴会とその結果の取りまとめの協議会を経て、漁場計画についての答申を行ってきました。

一方、県では、当委員会、関係団体及び関係機関との一連のやり取りを経て、漁場計画の内容と申請期間等を公示し、これに基づく免許申請を受けて、今回の諮問に至っております。

議案第1号の資料1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業権一斉切替えに係る免許について（諮問）

令和5年3月27日付けで告示した青森県内水面漁場計画について、別添一覧表のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定に基づき諮問します。

以上となりますが、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

濱田会長

それでは、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

三橋副参事

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から説明いたします。

まず、資料の最後、7ページを御覧ください。

漁業権切替えに係るこれまでの経過等をまとめております。

これまでの経過につきましては、先ほど事務局の方から御説明がありましたので、説明の方は割愛して、1の表の最後ですね。内水面漁場計画策定・公表、これが令和5年3月27日にやっております。

免許申請期間を同日3月27日から令和5年6月26日までということで申請を受け付けたところでございます。

申請件数は、2のところでもとめております。

表の最初、共同漁業権は計画件数40件に対して、38件の申請がございました。全て現有漁業権者からの申請でございます。

区画漁業権は、4件の計画件数に対し、申請が4件ということで、現有漁業権者から申請がございました。

3番ですが、今後の予定ということですが、本日、皆様の方に諮問させていただきまして、その結果を踏まえ、内部決裁手続きを経て、9月1日に免許する方向で手続きを進めていきたいと考えております。

漁業法では、申請者が漁業法第72条に定める適格性を欠く者ではない限り、申請期間内に申請があった者については、免許しなければならないと定めております。

また、今回の申請にあたっては、1つの漁業権に複数の申請がある、いわゆる競願というものはございませんでした。

それでは、申請の方の説明をさせていただきたいと思っております。

資料、戻りまして2ページ目を御覧ください。

免許申請内容を取りまとめた表となっております。

表の左から、公示番号、免許番号、漁業種類、申請者、申請者住所、申請及び受付年月日、漁業法第72条2項に規定する適格性の有無。それから、水協法50条に規定する特別決議の有無ということで、総会で適正な決議がなされたかということをもとめております。

表の一番上である、内共第1号を例として御説明いたしますと、内共第1号は、第5種共同漁業権で新深浦町漁業協同組合から、令和5年6月19日付の申請がありまして、6月26日付で受け付けております。

適格性の有無につきましては、まず1つ目、漁業権に定める関係地区内に組合の地区が含まれているかどうか。

それから2つ目として、関係地区内に住所を有し、水産動物を採捕等する者の世帯数の3分の2以上が組合に含まれているかという、この2つの要件ですが、2つとも確認して満たしていると判断しております。

それから、次は、総会の決議が適正に行われたかということで、総会が令和5年5月の16日に行われまして、正組合員の過半数の出席、それから、出席正組合員の3分の2以上の決議をもって漁業権の取得が決議されたということで、適正な決議がなされております。

以下、同じような形でまとめております。

2 ページの中ほど、内共第 5 号につきましては、鯨ヶ沢町協同組合と赤石地区漁業協同組合の共同申請で、漁業権は、この 2 つの組合に共有されるということになります。

その下、内共第 6 号、中村川に係る漁業権ですが、申請の方がございませんでした。

2 ページの一番下、内共第 10 号は、十三漁協と車力漁協の共有、共同申請ということになっております。

続いて、3 ページ目に移りまして、3 ページ目、内共第 11 号も同じく十三漁協と車力漁協の共同申請。

内共第 12 号は西津軽新田漁協と車力漁協の共同申請となっております。

3 ページ目の一番下、内共第 20 号ですが、合子沢川の漁業権につきましては、申請の方がございませんでした。

1 つ飛ばしまして、5 ページの方を御覧ください。

内共第 33 号につきましては、六ヶ所村漁協と三沢市漁協の共同申請。

内共第 39 号につきましては、三戸漁協と馬淵川漁協の共同申請。

内共第 40 号につきましては、新井田川漁協と島守漁協の共同申請となっております。

なお、資料の方にはまとめてないんですけども、第 5 種共同漁業権では、漁業法第 168 条で「増殖をする場合でなければ免許してはならない」と規定されておりますが、申請時に添付書類として提出があった増殖計画により、公示と共に、こちらの方で示しました増殖指針に相当する増殖を計画しているということは、全て確認しております。

続いて、6 ページ目を御覧ください。

こちらは、区画漁業権でございます。

資料左から公示番号、免許番号、漁業種類、申請者、申請者住所、申請及び受付年月日、議決年月日としてまとめております。

資料には記載しておりませんが、今回、内区 1 号から 4 号についての申請は、地方自治体である深浦町でございまして、当該区画漁業権の経営については、深浦町の議会議決がなされております。

また、深浦町につきましては、地方自治体でございますので、漁業の経営が適格性を有しない者によって支配される恐れがないと判断しておりますので、適格性の要件は満たしていると考えております。

以上のとおり、青森県内水面漁場計画に定める漁業権につきましては、申請がなかった 2 件を除き、全て申請期間内に適格性を有する者から免許申請がありましたので、県としましては、申請どおり免許することとしたいと考えているところでございます。

説明の方は以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

濱田会長

ただ今、県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

丹藤委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

丹藤委員

3 ページ目の内共 14 号の平川内水面についてなんですけれども、こちらの住所というのは、これはまだ「ホテルすみれ」のままですか。この 64 の 2 というのは。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 三橋副参事

今回、申請にあたって法人登記を全て添付していただいたんですが、この法人登記の所在地については、まだ変更できていない。定款の変更等も必要になってきますので、今回の免許申請に間に合わないということで、免許については、法人登記に合わせた住所で発行いたします。

ただ、今現在、組合は、事務局、別なところにありますので、そちらの方に免許等は送付したいと考えております。

委 員

あまり違う場所で住所を申請していると、やっぱり、この「すみれ」も人手に渡っている状況なので、速やかに取得の方をしていただいて、やって欲しいと思います。

水産振興課 三橋副参事

はい、分かりました。

濱田会長

あと、ございませんか。

田村委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

田村委員

基本的なことかもしれないんですけども、今回、申請がなかった2件について、その理由を説明していただきたいということと。

今後は、ここについては、漁場計画を立てないということになるのかということについて教えてください。

濱田会長

はい、副参事さん。

水産振興課 三橋副参事

まず、内共第6号につきましては、現行の免許を受けている中村川内水面漁協、これが、解散を決議しまして、もう組合として存在しないということになりましたので、免許申請がないという状態になっております。

また、内共第20号ですが、こちらは、ちょっと、組合長がお亡くなりになりました、一生懸命、組合長が殆ど主体になってやられていた組合だったんですが、横内内水面かな。それが、残った理事の方々が、今後どうするという話し合いをした結果、やはり、組合を解散する方向で整理したいということで、今回、申請がなかったものでございます。

今回、申請のなかった2件につきましては、漁場計画の中に残った形で、今後、10年間あるんですけども。申請期間はもう過ぎていきますので、あともう1つ、共同漁業権につきましては、漁業協同組合でなければ免許を受けることができません。

従って、現在、免許を受ける組合が両方存在していない状態ですので、今後、もし、例えば、地元の方々が漁協を作って免許を受けたいという動きがあれば、申請を受け付けて免許すると。

10年間、この免許で動くんですけども、このまま何も動きがなければ、次回の漁場計画からは削除する方向になるのかなと考えております。

説明は以上です。

濱田会長

会長からも1つお聞きしたいんですが。

今現在、御質問がありました2件については、空白の状況だよと。一般の遊漁の方たちがいた時、その取り締まりとか、遊漁しちゃいけないって看板か何か掛かるんですか。

水産振興課 三橋副参事

遊漁につきましては、ここ、漁業権がない状態になりますので、漁業調整規則に違反しない限り、自由に遊漁できるということになってしまいます。

濱田会長

なるほど。管轄がなくなったからな。

無事故であればいいんですが、事故が起きないように注意してもらいたい。

私も、このラインまで行ったことがあります。

それと十三湖の、市浦と十三なんですが、ここは、組合が小さな十三に2つあるんですが。これは、区画関係の区域のこれは、確定されているんですか。十三湖の場合。

片方は放流して、片方は自然の採取していますが。市浦と十三です。

水産振興課 三橋副参事

車力と十三

濱田会長

市浦じゃない、車力と十三

水産振興課 三橋副参事

ここは、5種共同漁業権につきましては、両組合で分担して増殖をしております。

濱田会長

これ、一緒にならないものですか。

水産振興課 三橋副参事

それは、ちょっと、組合の話ですので。

濱田会長

委員の皆さん、あとございませぬか。大事なところなんです。関連から見ると、これ、全部で35ぐらい、こういう団体があると思いますが。非常に10年の切替えですから、組合には、頑張ってもらいたいなと思っております。

40の4件で、これ、2件が今の問題で聞いたとこだな。そういうことだよな。

38の4だから42だ。

あと、委員の皆さん、よろしいですか。

大事なことです。10年間、10年間です。セッティングになります。

あと、申請漏れということはないでしょう。県もおやりになっていただいていますから。

そういえば、三橋さん、むつの田名部川の件は、全く動きはないでしょう、そのままでしょう。

水産振興課 三橋副参事

田名部川につきましては、漁場計画を作る際にも御説明したんですが、漁協が存在しないということですので、漁場計画にも入れていない。したがって、漁業権が存在しない川ということになっております。

濱田会長

一般の川ということですか。

結構、釣り人が入っているという情報も、現場も今年、確認させてもらいましたけども。そうか。

何かなければいいと。あそこに、わかさぎ、結構上るんですよ。

あとは、委員の皆さん、よろしいですか。

1種、5種とも、10年の切替えの時期です。大事な今日の委員会なんです。ありませんか、あと。

それでは、県からの説明が終わりましたので、委員の皆さん、あとよろしいですか。

御質問、御意見もないようですので、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、議案第1号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにしたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「遊漁規則の認可について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

遊漁規則の認可について(諮問)

標記の件について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づき諮問に至ったもので、詳細の説明につきましても、省略させていただきます。

この後、県側から詳細の説明がございますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

濱田会長

県から補足説明があればお願いします。

三橋副参事さん。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第2号について御説明させていただきます。

漁業法第170条におきまして、第5種共同漁業権の免許を受けた者は、組合員以外の者が行う水産動植物の採捕、いわゆる遊漁でございます。これについて、制限をしようとする場合は、遊漁規則を定め、県知事の認可を受けなければならないと定められています。

この遊漁規則ですが、同条の第2項、それから漁業法施行規則によって遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額、納付の方法、遊漁承認証に関する事項、遊漁に際し守るべき事項、漁場監視員に関する事項、違反者に対する措置に関する事項を定めるとされております。

また、同条第5項において、県知事は遊漁規則の認可にあたっては、遊漁を不当に制限するものではないこと。遊漁料の額が当該遊漁券に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して、妥当なものであること。

この2つの要件が満たされていれば、認可しなければならないとされております。

また、同じく第4項において、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。

今回、第5種共同漁業権の免許申請を行った者は、全て現有の漁業権者ですので、基本的に現在の遊漁規則と同等のものであれば、法に定める要件を満たすということ

になります。

それでは、資料に沿って御説明いたします。

資料2 ページ目を御覧ください。

資料、左から公示番号、申請者、それから申請及び受付年月日、主たる遊漁規則の有無ということと、変更内容の概要ということで取りまとめております。

まず、内共第1号、一番上のものを例にして説明しますと、申請者は、新深浦町漁協、申請は6月19日付で6月26日に受け付けております。

主たる遊漁規則の有無ですが、まず、遊漁規則を定める目的を第1条で定め、遊漁者に対する遊漁の承認に関する規定を第2条。遊漁者が行う漁具、漁法の制限を第3条で定めております。

遊漁期間については第4条で、遊漁を禁止する区域は第5条で定め、全長制限を6条、それから遊漁料の額及び納付方法は7条と9条で定めているんですが、7条につきましては、漁業権者が遊漁料を取る場合。9条は、内水面漁業協同組合連合会が発行しております、共通遊漁券を使用する場合ということで、それぞれ定めております。

遊漁承認証に関する事項は第8条で、それから遊漁者が遊漁に際し守るべき事項は第10条で定めており、漁場監視員に関しては第11条、違反者に対する措置は第12条で定めているということで、法令によって規定されている必要な事項は、全て網羅されております。

変更内容の概要ですが、まず1つ目が、組合が行う漁獲調査等に対する努力義務を規定。これは、今回、国が示しました遊漁規則の規制例の中で、資源管理調査、漁業権者は、漁獲調査を行って報告しなければならないという法の規定がありますので、それを受ける形で遊漁者にも協力義務を規定したものでございます。

この規定については、以下、全ての遊漁規則において追加されております。

2つ目が、遊漁券及び監視員証の記載事項を規定し、様式を廃止。これまで、各遊漁規則において遊漁券及び監視員証は、様式として定められていたんですが、この様式を廃止しまして、記載すべき事項を規定するというものになったものでございます。

これも、以下、全ての遊漁規則において変更しております。

あと、新深浦町漁協の内共第1号につきましては、遊漁料の変更ということで、現在の日券400円を800円に、年券3,000円を6,000円に変更するものでございます。

これにつきましては、申請者の方から提出されました増殖費用等を勘案したのによって、妥当な額ということですので、こういう形で変更するものでございます。

以下、変更内容について御説明していきたいと思っております。

内共第2号、深浦漁業協同組合につきましては、やまめについての禁止区域を設定、新たに設定しております。

内共第3号、追良瀬内水面漁業協同組合もやまめに関する禁止区域を新たに設定し

たと。

内共第4号、大童子川内水面漁協につきましては、漁場監視員に遊漁料を納付する、いわゆる現場売りと言っているんですが、この場合、遊漁料に加算額で、殆どの組合が一定額を加算してお金をいただいているんですが、この加算額を100円から600円に引き上げるというものでございます。

続いて、3ページ目を御覧ください。

内共第13号、岩木川漁業協同組合ですが、今回、新たに漁業権魚種となりました、さくらますについての規定を新設しております。

遊漁期間を6月1日から7月31日、全長制限は15センチ未満のものを獲ってはいけなと。

それから、遊漁料、さくらますについては1日2,000円、年間で8,000円という形で遊漁料をいただくとしているものでございます。

それから、内共19号、蟹田川漁協ですが、これは、先ほどの大童子と同じように、漁場監視員に遊漁料を納付する場合の加算額を50円から100円に引き上げると。

内共第21号、野内川漁業協同組合ですが、資源保護のため、禁止区域を新たに設定するというものでございます。

内共第22号、野辺地川漁協ですが、漁場監視員に遊漁料を納付する場合の加算額、これまで取っていなかったんですが、加算額200円を新設するというものでございます。

内共第23号、川内町内水面漁協ですが、漁法の制限として、手釣、竿釣、投網については、1人1ヶ統に限ると。

それから、投網の目合いは、1辺30ミリ以上とする。

それから、一覧表の方には設けていないんですが、尾数の制限を7条として新たに設けまして、あゆ、やまめ、うぐいは50尾、いわなは30尾を制限、上限とするというふうな規定にしております。

続いて、4ページ目でございます。

内共27号、野牛漁協、内共28号、猿ヶ森漁協、内共29号、同じく猿ヶ森漁協ですが、この3つにつきましては、うなぎの全長制限を30センチから40センチに変更しております。

それから、内共第31号、老部川内水面漁協につきましては、やまめの禁止区域を新たに設定すると。

それから、内共第34号、六ヶ所村漁業協同組合は、うなぎの遊漁期間、全長制限を変更するというものでございます。

続いて、内共第36号、小川原湖漁協ですが、漁業権に定める漁場が拡大されて、七戸川が漁場に入ったことに関連しまして、いわなとやまめに係る規定を追加していると。遊漁期間は、4月1日から9月の30日、全長制限は15センチとしております。

また、これまでの漁協と同じように、うなぎの全長制限を変更しているというものでございます。

それから、5ページ目にいきまして、内共第37号、奥入瀬川漁業協同組合でございます。

増殖を目的とするため、禁止区域を新たに追加したと。それから、遊漁料を変更するというので、さくらますを含む場合は、1日券で2,000円から3,000円、1年券で10,000円から12,000円に引き上げると。

さくらますを含まない場合は、1日券を800円から1,000円、1年券を5,000円から6,000円に変更するというものと、うなぎの全長制限を他の組合と同じように変更するというものでございます。

内共39号、三戸漁業協同組合、それから、内共39号、同じく馬淵川漁業協同組合も同じ内容ですが、さくらますに関する、新しく漁業権魚種になりました、さくらますに関する規定を新設しております。遊漁期間は、6月1日から7月の31日、全長制限は15センチ、遊漁料は、1年券のみで5,000円としております。

また、遊漁料を変更しまして、手釣、竿釣について、あゆは1日400円から1,000円、1年券は3,000円から5,000円と。あゆ以外のうなぎ、うぐい、やまめ、こい、いわなにつきましては、1日400円から500円にするというものです。あと、うなぎの全長制限を変更しております。

以上、県からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

濱田会長

ありがとうございます。

会長からもうひとつ御指導いただきたいんですが。この説明の中に違反者に対する措置があるんですが、これは罰則基準なんですか、何なんですか。

水産振興課 三橋副参事

これは、全組合同じ内容で規定しておりまして、1つは、違反者があった場合は、遊漁の中止を命ずる。遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することができるという規定になっております。

もう1つ、この場合、既に支払いを受けている遊漁料の払い戻しは行わないという形で規定しております。これは、全ての組合で同じように規定しております。

濱田会長

これは、遊漁証に何か添付、記載されているんですか。

水産振興課 三橋副参事

今回、様式は廃止されましたけども、記載される中身として、そういう注意事項は記載するということになっております。

濱田会長

なるほど。

それでは、三橋副参事から御説明いただきましたけども、委員の皆さんから、何か御質問等があれば、よろしくお願いします。

丹藤委員

はい。

濱田会長

はい、どうぞ。

丹藤委員

今、見ています変更内容の概要というところで、現場加算金というところなんですけども。各組合で独自に決められるというものなんでしょうけども。こちらを見ると、大童子川、100円から600円と。蟹田川が50円から100円と。野辺地さんが200円と。あまり根拠もないような感じで上限がちょっとあって、これは、主に監視員さんの現場の手間賃というか、そういう形で、監視員さんの方に行くのが殆どだと思っんですけども。やはり、通常で考えても、500円程度ぐらいが当たり前のところかなと思っんですけども。その辺、できればある程度の指導というか、この50円から100円とかであれば、監視員さんもなかなかやる気も起きないだろうし、野辺地さんのあれもそうなんですけど、200円とかだと、その辺、次のあたりからでも。

こちらは、結局、10年に1回関係なく独自に変えられると思うので、大体相場500円前後かとは思っんですけども、その辺、ある程度、指導していただけた方が良くと思っんですけども。

濱田会長

これは

水産振興課 三橋副参事

加算額につきましては、委員お話したとおり、漁場監視員の手間賃にしているところもあるんですけども。必ずしもそうではない。

かつては、遊漁料に合わせて上限みたいなことを指導していた時期もあるみたいなんですけども、今は各漁協の実情に合わせて自由に定めてください、ということにし

ております。

取っていない組合もまだありますし。

今回、大童子川につきましては、非常に遊漁券を買わないで釣りをする人が多い。監視員が行って、それをやって現場で売るんだけど、あまりにもそういう人が非常に多いというのを組合が懸念してしまっていて、監視員の方の手間賃もあるわけだし、ということで、今回、大幅に引き上げたいというものでした。

大体、500円というところもあれば200円、それから50円というところもありますし、これについては、ちょっと、今のところ、統一性というのは、考えていないところでございます。

すみません。

濱田会長

今の問題なんですが、副参事さんがおっしゃるとおり、組合の内部の状況で赤字もあるし、ぎりぎり、プラスということはないと思うんです。今現在、内水面の齋川会長も非常に苦慮しているようだ。

長年、私もずっと見てきていますが、ようやく1千万の赤字が徐々に県の指導の下に頑張っ、相当減になってきていると。これが内水面の状況です。

今の我が方の丹藤委員の質問というのは、やっぱり現状の中身を知っている方だから、だからどうか1円でもという思いがあると。昔と違って、遊漁が今は少なくなっている。そういう問題もあります。

だから、今日、こう一旦決めると、これも10年間、この状況で進むということでしょう。

水産振興課 三橋副参事

遊漁規則につきましては、県の認可が必要ですけども、各漁協で変えたいというのであれば、総会で変えて、県の方に認可申請という形で変えることは可能です。

濱田会長

これは、金額と、例えば、採捕の尾数、この2点はできるということですか。

水産振興課 三橋副参事

金額につきましても、増殖費用等の兼ね合いで過分にとらないものでない限り、それは申請いただければ、こちらの方で審査して、委員会の方に諮問した上で認可するという形になります。

濱田会長

なるほど。

御指導いただかないと分からないもので、委員の皆さん、認可申請については、そういうことで、組合の総会ですな。総会で決定し得ると、こういうことだそうです。

ここで、野辺地の佐藤委員、あなたのところ200円になっているんですが、これ200円で合うんですか。

佐藤委員

合わないですけども、監視してもなかなか見つけられないんですよ。

濱田会長

見つけられないということは、遊漁者が上手いということだ。

それなんだよな。密漁、海まで、なまこ様々苦勞しているんだけど。問題が一杯、あのラインは魚一杯いるんだけど、そういうことですか。

佐藤委員

そうですね。

濱田会長

八甲田連峰から来ている綺麗な水には、いわなもあゆも、特にあゆが豊富なんですけど。そうですか。

委員の皆さん、何か質問ありませんか。大事なポイントなんですけど。

なければ、次に進みますが、よろしいですか。

委 員

(「はい」の声あり。)

濱田会長

三橋副参事さん、ありがとうございます。

それでは、次に進みます。

それでは、議案第2号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにしたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

内水面における漁業生産にあたっては、漁業関係法令及び規則に基づき、漁業権免許、採捕の許可、漁業の許可により行われますが、この漁業の許可については、改正漁業法により新規の漁業の許可にあたり、知事は船舶の数、その他について制限措置を定め、この内容及び申請すべき期間をその都度、公示しなければならないと規定されております。

また、知事がこれを定めようとする時は、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととなっております。

それでは、議案第3号の資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、先ほど説明させていただいたとおり、漁業法に基づく規定により諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

濱田会長

ただ今、局長から説明いただきました。

県から何か御説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい。

濱田会長

はい、三橋副参事さん。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第3号について、説明させていただきます。

資料をめくっていただいて、2ページ目を御覧ください。

今回、県の方で漁業の許可を出すにあたって定める制限措置でございます。

漁業種類、表の左からいきますが、漁業種類につきましては、しじみけた網漁業でございます。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻と。

船舶の総トン数、それから推進機関の馬力数については、定めをしておりません。

操業区域は、内共第11号共同漁業権漁場ということで、十三湖でございます。

漁業期間は、3月1日から12月31日

営む者の資格は、内共第11号共同漁業権の組合員行使権者ということで、これは、十三漁協の方を考えております。

申請期間は、公示の日から令和5年8月16日まで

備考のところには、いろいろ条件とか書いておりますが、これは、十三湖のしじみにつきましては、3年間の許可をしておりまして、令和3年3月1日から令和5年12月31日まで、殆どの漁業者が許可を受けているんですが、今回、1人、追加で許可を受けたいということがありましたので、制限措置を公表するというものでございます。

県の補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしく願いいたします。

濱田会長

県からの説明が終わりました。

御質問、御意見、ありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

私の方から、我がお友達の十三湖さん、大事な十三湖さんですから。

これ、5年から8月16日までって、これは、今日はまだ起業の認可をお願いする期間が、こういうことだということですか。これ、途中、10年に1回ですから、変更は、追加、行使と違ってないということですか。

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

今回、許可するにあたっては、今現在、漁業者がすべて、令和5年12月31日までの許可を受けておりますので、それに合わせる形の許可期間としております。

8月16日までというのは、申請を受け付けする期間ですので、今回、許可を受けたいのであれば、8月16日までに県の方に許可申請をしてください、という形で公示するものです。

濱田会長

なるほど。

脱退、本人が脱退するとか、それは自動的に削除ということになるんですね。

水産振興課 三橋副参事

そうですね。しじみを辞めた方とか、各漁協でそれぞれ上限みたいな形でやっているんですが、辞めた方がいたりして、枠がある程度余っていると。その中で、今回、新しくやりたいという方が出てきたというもので、許可を追加で行うものです。

濱田会長

これは、漁業の仕方については、十三さんもあるんですか。何年以降とか。当初、許可もらえると思うんですが、操業の仕方によって、例えば、組合で決めた数量等に、何年、漁業経験が必要だよとか、そういうような問題があるんですか。

水産振興課 三橋副参事

そちらの話は、組合の行使規則の話になります。県の許可は、あくまで、この漁法によって許可を受けなければならないというもので出すものでございますので

濱田会長

全部フリーだということですか。

水産振興課 三橋副参事

はい。

濱田会長

委員の皆さん、何か御質問ありませんか。

それでは、御異議、ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

議案第3号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第4号「十和田湖内水面漁場計画について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、去る7月25日に開催されました公聴会を経ての第6回協議会において、諮問どおりで差し支えない旨、委員会に諮るということで決定されたところですが。このように答申してよろしいか、御審議いただきたいと思います。

なお、答申にあたっての若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということでお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

濱田会長

県から、また、補足説明があれば、三橋副参事さん、お願いします。

水産振興課 三橋副参事

議案第4号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしく申し上げます。

濱田会長

今、委員の皆さん、県の方からは、補足等についてはいこうだということで、皆さんの方から何か質問があればお願いします。

先般、委員の皆さんも十和田湖においでになって、私は緊急の状態でお邪魔にあげられなかったんですが。ここで、その他、ちょっとお聞きしたいんですが。

十和田湖の現状、委員の皆さん、どう見ました？ひめますの本場なんですが。

例えば、さくらますが入って遊漁、混ぜて混雑しているとか、そういうふうな問題はないでしょう。操業してきて繁殖する場合も、秋田県の小坂の区域になるのかな、あそこまで見たの？

濱田会長

それでは暫時休憩します。

・・・・・・・・・・ 休憩（午前11時54分から午前11時55分）・・・・・・・・・・

濱田会長

それでは、休憩を解除します。

県からの説明等が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見をいただきましたがないようですので、議案第4号については、諮問どおり決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了します。

本日予定していた議事を全て終了しましたので、これをもちまして第21期第10回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

終了：午前11時56分